

# 第13回教育委員会（臨時）議事録

1. 開 会

令和2年12月28日（月） 午後1時30分

2. 場 所

丹波篠山市立田園交響ホール 楽屋A

3. 会議に出席した委員

教育長 前川 修哉

委 員 酒井 克典

委 員 垣内 敬造

委 員 山本 恭子

4. 会議に出席した職員

部 長 稲山 悟

次長兼教育研究所長 酒井 宏

教育総務課長 中野 悟

文化財課長 村上 由樹

教育総務課係長 田中 真紀子

5. 議事日程及び議案

別紙の通り

6. 開会宣言

午後1時30分

7. 会 期

（自）令和2年12月28日

（至）令和2年12月28日 1日間

8. 会議録署名委員名簿

垣内 委員

9. 閉 会

午後 2時26分

前川教育長	<p>日程第 1、会議録署名委員は 3 番垣内委員とする。</p> <p>日程第 2、会期は令和 2 年 12 月 28 日、本日 1 日間とする。</p> <p>日程第 3、報告事項に移る。報告 1 の「丹波篠山市立歴史美術館の史料にかかる事案について」文化財課長説明を求める。</p>
村上課長	<p>丹波篠山市立歴史美術館の史料にかかる事案について報告する。</p> <p>1 事案の概要</p> <p>9 月末頃、丹波篠山城下商店連合会から、文化財課長に商店連合会カレンダーに掲載する古地図の提供について相談があり、古地図の史料原本が歴史美術館に収蔵されていることから、「丹波国篠山御城図(昭和 6 年 9 月)の複写を提案し、歴史美術館で申請手続をするよう案内した。</p> <p>10 月 13 日、歴史美術館に於いて、丹波篠山城下商店連合会事務局がその申請手続を行った。歴史美術館指定管理者ウイズささやまが対応し、「丹波国篠山御城全図(明治 4 年)」、及び「丹波国篠山御城図(昭和 6 年)」の電子データとパソコン出力(紙面)を提供した。</p> <p>商店連合会は、歴史美術館から提供を受けた「丹波国篠山御城全図(明治 4 年)」の電子データを用いて、2021 年用カレンダーを 6,000 枚印刷し、12 月初旬頃、商店連合会会員に配布し、さらに各商店から顧客などに対し、約 2,700 枚が配布された。</p> <p>令和 2 年 12 月 15 日、15 時 30 分頃、市内有識者が丹波篠山市人権推進課を訪れ、商店連合会が配布している 2021 年用カレンダーに差別語表記のある地図「丹波国篠山御城図(明治 4 年)」が掲載されていることの申出があり、本事案が発覚した。</p> <p>次に、差別語表記のある史料が提供された状況と原因について報告する。</p> <p>(1) 史料の閲覧、複写、掲載、借用などの対応の現状について</p> <p>歴史美術館に収蔵される史料は、市が所有する史料 565 件、個人から寄託を受け預かっている史料 50 件が存在している。これらは館蔵品調査台帳(一覧)及び寄託品台帳(一覧)により管理されており、原則、指定管理者はこの調査台帳に基づき史料の案内や閲覧などのレファレンス業務に当たることになる。なお、この館蔵品調査台帳(一覧)及び寄託品台帳(一覧)は、教育委員会文化財課と共有している。</p> <p>(2) 史料の利用に関する事務分掌及び決裁について</p> <p>教育委員会と指定管理者の事務分掌については、平成 28 年 4 月 1 日に締結された歴史美術館の管理に関する基本協定書において、学芸員資格者の配置及び史料のレファレンス業務は指定管理者の業務と記されていることに基づき実施している。また、ウイズささやまから提出された令和 2 年度歴史美術館事業計画書においても同様に学芸員資格者配置、レファレンス対応及び史料の展示を行う旨の記載に基づき、指定管理者が史料に関する事務手</p>

続を行う。

決裁については、指定管理者ウイズささやまは、史料の閲覧やデータ提供  
する場合は課長までの社内決裁としている。史料原本の借用許可について  
は、別途事前に教育委員会の決裁を必ずとることとし、対応した各種手続き  
については、月次報告書で毎月教育委員会へ報告することとなっている。

また、史料に関し不明な点は、常時教育委員会へ問合せを行うこととして  
いる。

### (3)原因について

差別表記のあった本古地図については、平成 30 年 6 月に歴史美術館にお  
いて教育委員会が展示をした際、差別表記があることを市民から指摘を受  
け、即時撤去した経緯がある。

そこで防止策として、史料の取扱いを行うウイズささやま社員及び文化財  
課向けに、本絵図を題材として人権研修を実施するとともに、資料に掲載の  
写真のとおり、所蔵史料の確認、原本史料及び台帳への注意記載を行い管理  
していた。

こうした防止策の中で、今回差別表記のある写真データ提供に至った原因  
の分析を行った。

まず、丹波篠山城下商店連合会からの古地図の依頼提供を受けた教育委員  
会文化財課長が、ウイズささやまに対応するよう口頭で伝えた時、「カラー  
刷りの城絵図を希望されていること」、「可能な範囲で依頼者の希望を聞く  
こと」という曖昧な伝え方をした。

次に、篠山城下商店連合会が歴史美術館に来館した際の窓口対応で、ウイ  
ズささやまが所有する写真データファイルの中から、「丹波国篠山御城全図  
(明治 4 年) (平成 23 年 8 月 3 日にウイズささやま撮影)」、及び「丹波国篠  
山御城全図(昭和 6 年) (平成 23 年 8 月 3 日にウイズささやま撮影)」の写  
真データファイルを直接選び出し、史料原本及び台帳確認をすること無く 2  
種類の電子データを提供した。

本来は、提供される前に指定管理者内で複数人を経るべきであった決裁が  
行われていなかった。

また、史料データ提供の際、平成 30 年に研修で題材となった史料である  
ことに気づかなかったことなど、4 点を挙げる。

次に、再発防止に向けてである。

教育委員会は、この度の事案を重く受け止め、差別表記のあった地域の  
方々をはじめ市民に対し、誠意と責任を持って再発防止に取り組む。

#### (1)原因分析と改善策の実施

教育委員会は、今回のこうした複数の原因の分析に基づき、改善策を検討  
し、指定管理者と共に確実に改善策を実施する。

#### (2)研修会の実施

令和 2 年 12 月 25 日、18 時から約 1 時間にわたり、市内有識者を講師と  
して、教育委員会主催での研修を実施し、各所属代表者及びウイズささやま

酒井委員	<p>社員が参加した。参加した所属代表者は各所属先で全ての教育委員会職員を対象に、当日収録した記録ビデオを視聴すると共に勉強会を開催する。また、史料を扱うものは継続的に研修を実施する。</p> <p>以上、報告とする。</p> <p>12月25日開催の研修会の時に、冒頭の教育長挨拶ではかなり具体的に、話されていたように思うが、「教育委員会は、この度の事案を重く受け止め」とあるが、「重く受け止める」とはどういうことなのか、もう少し具体的な説明求める。</p>
村上課長	<p>ここで「重く受け止める」と記載しているのは、一つは、二度同じような事案を起こしてしまったことで、重大な事案と認識している。</p> <p>また、日常的な管理について、こういったことが起こる原因となることがあったのではないかということで、これは突発的な事故ではなく、日頃からの研修で防ぐことができた、そういった意味で重大としている。</p>
前川教育長	<p>私のこの事案のとらえ方であるが、一つは、部落差別についてである。人の命、人に対する尊厳を全く大切にしない、人為的につくられた歴史のなかでの構造である。ただその場所に生まれたというだけで、賤しい民であったと。そこで、そうした部落差別を日本社会から無くそうと、より良い、みんなが本当に生まれてきて幸せだという社会をつくり上げようとしているとき、古地図の提供が平然と行われた。史料は、そういうことを分かったうえで取り扱わなければいけない。そのあたりのとらえ方は、一番根本に持って置かないといけないのに、差別表記のある史料が安易に使われてしまう。このことにおいて、行政として、教育委員会として、今課長が述べたとおり、意識の持ちようの不十分さは重大なことである。</p> <p>もう一つは、そうした資料を扱うときの意識だけでなく、仕組みが不十分であったということである。しかも、続けて起こっているということである。</p> <p>過去の事例や、こうした問題を私たちは学習してきたけれど、本当に苦しい思いで生活をされ、ときには命を亡くされた人までである。そういう方々が、私たちがしたこと、今教育委員会として取り組んでいることを、どう思われるかと考えた時に、本当に発生させてはならないことであった。</p> <p>生まれてくる子供たちが、その子供たちがこの地に生まれて良かった、ここで暮らしたいと思えるまちづくりを私たちは進めている。私たちの教育の仕事というのは、今住んでおられる人もそうであるが、次世代にどういう価値観、ものの考え方を育むかである。それが出来てなかったのは、この教育行政を預かる者として、責任の重さは痛感している。</p> <p>だからこそ今こうして、教育委員からも意見をいただきたい。この後また改善策を提案するが、対策と意識の問題と両方がきちんと合わさらないと、世の中というのはうまくいかないというのが私の考え方である。今回この両方が出来ていなかった。だからこそ重く受け止めている。</p>
垣内委員	<p>私も研修のビデオも観て思ったことであるが、教育長が言われたように対策と意識がなされてなかった。今回の事案が起こった、しかも二回目起こっ</p>

酒井委員

てしまったということは、我々に意識が足りないから対策が出来てなかったのではないかなと思っている。これは教育行政全体の責任と、教育長発言にもあったとおり、我々全体の責任であると痛感している。知らないでは済まされなかったということだと思うので、知るということの大切さというか、そういうことが大事だと思っており、研修などにより強化していかないといけないかなと思っている。

なぜこういうことが起こったかという原因は、これから起こらないためにも原因の追究は必要ではあるけれども、それを起こしてしまったのは我々全員であるという認識、関係者全てが真摯に反省をしなければならないと思っている。今回の関係者は多岐にわたると思うが、みんながそういう意識を持って、今後の対策に当たっていかないといけないなと感じた。

教育長のほうからも、「重く受け止める」という中身についての話もあったが、やはり命に関わること等含めて、今教育長が話されたようなことを、それぞれこの件に関わられた方は重く受け止めないといけない。原因はいろいろあったと思う。しかし、それぞれの原因が絡まって起こってしまったことであるので、きっちりと申し訳ないというか、適切な言葉ではないが、そこはまず反省をしてから再発防止に努めるという姿勢でいかなければいけない。

「丹波篠山の教育」の中に、学校教育課は、「同和教育」という文言を記載していたことがあり、私はその記載に反対をした。同和教育は特別な教育ではないというようなことを私は言って、事務局にどう考えるかと聞くと、事務局は「丹波篠山の教育」でも入れると言っており、記載には、同和教育をしっかりとしなければいけないという思いがあったのかと思う。他市の方針やいろんな計画を見ると、なかなか同和教育とまでは踏み込んで書いてない。丹波篠山市においては、何年前かにこういう非常に重たい事案もあって、継続してやっていかないというそういう姿勢ではなかったかと思う。

ただその時に、その起こった時点でこういう案件がまだまだあって、意識もなかなか高まっていない現状というのは、きっちり報告してほしい。こういう人権に関わるものが起こったら、速やかに皆で話をし、自己点検をしながら考え、次の方向性を考えていくべきではないかと思う。

本当に大変申し訳ない。まだこの問題に結論も出せないし、地図がまだ全部に回収出来てない中でひとり歩きしている部分もあり、本当にたくさんの人たちを今なお傷つけ続けているということはしっかり我々が受け止めていかないといけないと思う。

それから、きっちり検証をして、誰々が悪いということではなく、どう改善していくか。丁寧に話を進めて、今日が終わったから終わりじゃなくて、これは今後も引き続いて、当該の関係の方と話をしたり、事業として入れたりとすることで、長きにわたって行い、三度目なんてことは絶対にあってはならないので、方針の中にもきちんと明示をしながらやっていくということも必要ではないかと思う。

山本委員	<p>この前の研修会ビデオを観た。講師の市内有識者の方がおっしゃっていた、「他人の問題ではなくて、一人一人の自分自身の問題なのだ」というのが私にはとても響いた。私は関係ないとかそういう感覚をついつい持ってしまうが、教育長も言われたように、とてもつらい思いをされて亡くなられた方もおられるということも知り、それは本当につらいことだと思う。</p> <p>講演の中で、このことを隠さなくて、公開する中で事実を全てみんなが理解していくことが必要であるという言葉がとても残った。今回の古地図の件もそうであるが、過去の歴史が知られて、またそういうふうな差別みたいなものが生まれるということを十分理解はするが、これは難しい問題だともちろん思うが、隠さずに全部を知った上で、その人たちは全くいわれのない、幕府の体制の中でされたいわれのない差別だということで、その人たちに何の罪もなく、まずはみんなが理解をしてスタートしないといけないと思う。</p> <p>先ほども教育の話が出ていたように、大人も子どももこれについては、駄目だというレベルではなく、過去からの事実を知った上で、自分は思うのか、自分がその当事者だったらどうなのかというのを、考え深めていく時間は必要だなと思う。</p> <p>小学校6年生で同和問題の授業もあると子どもからも聞いたが、事実を知った上で、難しいとは思いますが、自分だったらどうかっていうのを考えなければいけない。知らないから、怖いとか差別心というのは生まれると思うので、やはり知ることはとても大事だなと思う。</p>
酒井委員	<p>今の「知る」ということであるが、どこまで伝えるべき内容かということ、地区名であったり、いろんなところがひとり歩きをしてしまうという可能性もあり、また地域の方もそれぞれがいろんな思いをされている。カレンダーも全て回収が出来ていない中で、いろいろとその辺りも十分配慮をして、どこまで伝えるかということは、事務局を含めて皆さんと相談のうえで決めていくべき問題ではないかと思う。</p> <p>実際部落差別については、インターネット上では、とんでもない内容のことが出ていたり、十分配慮していかなければならないので、大変難しいとは思いますが、どう伝えていくかということはまだいろいろ話をしながら進めていってほしいと思う。</p>
前川教育長	<p>この部落問題というのは、人として同じなのに、違いや、貴賤というものを仕組みとして作り上げてしまったものである。したがって、難しいと思うのは、知っていくことによって、自分が違うのだと思うような当事者を出してしまうことである。全くそんなことはないのに、この教育の難しさというのは、知ったことによって、同じ人間なのに自分はひょっとしたら違うのではないかというようなアイデンティティーに関わることであり、その難しさを秘めた問題であることは確かである。人として同じであるけれども、知ることによって、違っているかもしれないという、そこが揺れ動くようなことは絶対避けられないといけないと、教育現場にいた時に、この問題に関わったときの強い思いであった。知っていくことによって、より良くしていかなければ</p>

<p>前川教育長</p> <p>村上課長</p>	<p>ればならないが、自分を見つめたとき、方向が自分の出自、そこに向けてしまうことを一番配慮がいたると思った。</p> <p>だからこそ、まずベースになる人としての体験であったり、経験であったり、一緒になって何かしたという土台が大事だと考えている。そこに安定、安心感が生まれる。徹底的に体感し、誰もが持つておく必要があると思っている。</p> <p>このベースに立って初めて、これは何とかしていこうとなる。この問題は、理解すれば解決できるという領域ではないところがある。もちろん知っていないといけないが、子どもに関して言うと、何か聞いたときにそれに動じない、安心感、安定感、人としてのつながりというものをしっかりとつくり上げておく必要性をずっと思っている。</p> <p>今回のことは、事務局が、みんなで良い世の中にしていこうとする、差別に立ち向かうベースの部分において、反省点がたくさんある。当事者として本当に持っていたのか。そこから生まれ出る対策であったのか。大いに反省するところがある。</p> <p>今の報告内容から、原因分析では、意識の甘さ、一回目の事案の捉え方に弱さがあったのではないかという教育委員からの意見。</p> <p>また、そのことに対しての対策も出た。</p> <p>報告事項についてはここまでで、次に協議事項に入り、具体の改善策で提案する。</p> <p>日程第4、協議事項に移る。協議第1号「丹波篠山市立歴史美術館における史料の管理・提供方法について」文化財課長説明を求める。</p> <p>協議第1号、丹波篠山市立歴史美術館における史料の管理・提供方法について説明する。</p> <p>1、史料の管理・提供方法の考え方</p> <p>史料には、人権を侵害する差別語や表現が記載されている可能性があり、差別を助長するような事案を起こさないよう細心の注意を払って取り扱う必要がある。</p> <p>システム上のミスを起こさない方策の作成、また、人為的なミスを起こさないための方策を作成することはもとより、この度のような事案を再度起こさないためには史料を扱う全ての職員及び社員の人権感覚を常に高めておくことが最重要である。</p> <p>2 史料管理・提供方法</p> <p>(1) 史料に関する情報を共有するため、定期的に教育委員会と指定管理者で連絡会を開催し、情報の受渡しに間違いがおこらないようにする。</p> <p>(2) 史料に関する電子データの管理について、速やかに調査台帳以外の電子データの確認とデジタルデータファイルの整理を行う。</p> <p>(3) 人権侵害にかかわるような史料の扱いについて、専門家の意見などを取り入れながら、文化財課及び指定管理者で共通のマニュアルを作成する。</p>
--------------------------	--

	<p>(4) 史料に関するものを、外部に提供するときは、共通の様式を用いて指定管理者内で決裁を済ませた上、教育委員会決裁とする。令和元年度からの、資料提供の状況の資料を添付しているのでご覧いただきたい。</p> <p>令和元年度に約 30 件の史料提供をしており、毎年この程度の史料提供を歴史美術館からしている。申請様式は元々二種類あり、ウイズささやまと教育委員会の両方から許可を出すという形になっていた。様式も今まで二種類あったが、統一して一つの様式とする。</p> <p>(5) 史料の扱いについて不明な点などである場合は、文化財課と協議を必ず行った上で史料を取り扱うこととします。</p> <p>(6) 史料を扱う全ての職員の人権感覚や意識を低下させないため、年 2 回の人権研修を義務付けることとし、人権意識の低下による人為的ミスを徹底して防ぐことに努める。</p> <p>以上、説明とする。</p>
垣内委員	<p>(2) について、「電子データ」と「デジタルデータ」とは、どう違うのか。整理の方法というのはちょっとわかりにくいなと思った。</p>
村上課長	<p>調査台帳のほうは、注意事項が書き込まれた台帳である。その台帳以外の膨大な写真データがあり、そちらのほうの点検をするということである。ただここで、電子データとデジタルデータは同じなので、文言の整理をし直す。「デジタルデータファイル」の文言を削除し、「調査台帳以外の電子データの確認と整理を行う。」に修正する。</p>
酒井委員	<p>一回目の事案が発生した時はどのような改善方法を出されたのか。今回について何が問題であったのかというのは、二回目であるということである。前回も同じような対策をすると言っているのではないか。そのことを踏まえて、こういう問題をきちんと大事なことだと継承していく体制づくりを指定管理者も含めてしていかないといけない。例えば、社員の入れ替わりが激しいなど、いろんなところが課題としてあるのであれば、そういうこともきちんと整理をしたものにしてほしい。特に、古地図は前から指摘されていることである。人員体制も含めて検証してほしい。</p>
村上課長	<p>一回目はどんな対策をとるとしたのか。今回は二回目を発生させたことによりこう変えるということじゃないと納得は得られない。</p> <p>前は、まず、史料の台帳の確認と原本の確認ということで、それは全て歴史美術館で行っている。ただその中で、それに付随する写真データや、付随する文書、そういうものもあると思うが、そういうところのチェックが出来ていなかった。今回はそれが直結した形で発生した。今回は歴史美術館だけで話をさせていただいているが、市内有識者の方によると、青山歴史村ではもっと膨大な量の人権に関わる史料があるということである。これについては、兵庫県立博物館の専門家にも相談をしないと、こういった史料の管理を完全にすることなかなか難しいとご意見もいただいているところもあるので、専門家のアドバイスも取り入れながら、その対策をしていく。</p>
酒井委員	<p>結局できることは、今説明のあった専門家を入れたりなどであり、いろん</p>



	<p>なことをやっていかないと、適正な管理って出来ないと思う。この案にもそういう具体的なものをきっちりに入れて、継続できるっていう体制をつくってほしいと思う。</p>
前川教育長	<p>今の話ならば、これは全て新たに作ろうということか。</p>
村上課長	<p>その通りで、一から作り直す。</p>
山本委員	<p>(3)の「人権侵害に関わるような史料について」とあるが、このマニュアルっていうのは、具体的にどういうふうなものなのかということ、それから人権侵害に関わる史料っていうのは大体全体の何割ぐらいなのか。</p>
村上課長	<p>市内有識者の方が研修会の中でも言われていたが、史料の中でも、例えば「三昧(サンマイ)は墓場」であるとか、直接差別用語ではないけどもそこから、そういった地区であるという推測ができるということもある。推測できるような古地図などが非常に多くある。そこは専門家でないといけない部分があるので、何件あるというのは難しい。そういったことが分かる限りは台帳等でこちらにも注視しているが、現地に専門家が入り詳細に確認したらまだまだあると思う。その確認については、時間をかけてするものであると考える。簡単にチェックをすると、私は説明をしているが、専門家でないといけない問題であるというように感じている。</p>
前川教育長	<p>マニュアルというのは、これさえ守っていれば大丈夫だというものではなく、扱いについての注意点になると思う。こうしたものの扱いに対する注意点や気づきなどの問題である。今後そうしたことについてはもう専門家のご意見をいただきながら作成していかなければならない。</p>
	<p>まずは、改善策として、管理・提供方法については、こういう手順でやっていこうということである。</p>
	<p>さらに一歩踏み出して、史料の扱いや、具体的にどう研修をしていくのか、何のためにこれ制限をするのかということがわからないといけないので、合わせて意識の継承と両方していけないといけないという思いがある。</p>
	<p>今教育委員から何点か指摘をいただいたが、こういう申請書によるチェックをきちんとしていく。繰り返しになるが、まずこの申請書というものに基づいてこの業務をしていかないといけない。そこについての研修会をきちんとしていく。</p>
酒井委員	<p>人権問題について、我々が部落差別の歴史から何を学んだかということがある。教育大綱の中で、「一人も見捨てない」という、子どもたち一人一人に対応するのだとうたっている。かつては、今日もあの児童は教室にいない子どもたち、学力がつかないがゆえに貧困の連鎖でどんどん貧しくなっていくという子どもたちがいた。為政者がそういう差別制度をつくったかが、それを支える一般の我々側の面もあったと思う。それを考えてみると、では現在の状況はどうなのかと私は思う。差別をしてはいけないよというだけでは問題は解決しない。</p>
	<p>例えば、今回コロナ禍の中で、裕福な家庭はそれなりに学習ができた。一方、そうではない大変苦しい環境にある子どもたちは、随分つらい思いをし</p>

	<p>た。その子どもたちは学力がつかないから社会移動が出来ない。だから同じような連鎖で、新しい貧しい人たちが生まれてきて、なかなか就職に対しても難しい面もあり、学力がないがゆえに起こることもある。では我々教育委員会としては、教育長が言われているが、少なくともスタートラインの平等はやっていかないといけないし、それが、塾や、お金があるからできるということであってはいけないと私は思う。何としても子どもたちの格差を防いでいくということを考えていかないといけない。コロナ禍で差別をしたりするのは、うっぶんなどいろいろな要素が絡むが、我々ができることと言えば、子どもたちがしっかりと学べるようにするということである。最低限の学力は公教育でつけて、そしてそれぞれの頑張りに期待をすることである。そこをしっかりとやるべきじゃないかと思う。</p>
前川教育長	<p>私は、今回のコロナの話を通して、世の中は厳しいと感じた。働き方にしろ何にしろ、ハンディがある人たちに対しても、もう少し公教育としてきちんとやるべきことがあるのではないかなと思った。これは、一人も見捨てず、皆を大事にしていくという「教育大綱」や「丹波篠山の教育」の方向性を徹底して、差別はおかしいと感じられるような子どもたちを育てていくということである。「丹波篠山の教育」ももう一度見直し、本当にこれで経済格差のある子どもたちが、健やかに育っていける環境にあるかないかということ点を点検していかないといけない。</p> <p>今回の事案の改善策をきちんとすることは当然のこととしても、そのことだけではなく、差別を利用する人たちを生み出さないように、教育を改善することもしていかなないといけないのではないかと感じる。</p> <p>こういった人権の問題、命に対する尊厳、人の値打ちであったり、社会というのは、そういうものを大切にしていないと成り立たない。</p> <p>酒井委員が言われたとおり、絶えずそういう意識で、今回の事案も考えながら、私たちは常に業務に当たっていかねばならないと思っている。そういう意識から、こうした方がいいのではないだろうか、今まで出来てなかった別の部分に光が当たり、こうすればより良くなるというように対策を考えていかねばならないと思う。不足していた部分について、きちんと大いに反省して改善していかねばならない。</p>
稲山部長	<p>この後、今回の事案で地域の方々に、教育委員会としての説明や対応策というものを教育部長が中心となって行っていく。私も、説明会か何かで伺う予定である。</p> <p>事実につきまして報告させていただいて、現時点で事務局としての方向性なり、できる限りの改善策を本日協議いただいたところである。今、この事案につきましては、当該の方がおられ、運動団体の方もおられるので、私はまだ直接お出合いが出来ていないが、今日協議いただいた内容、それから報告させてもらった内容について、当該の地域の方にお話をさせていただき、その中でも、改善策、もっとこうしたほうがいいのかというご意見も聞かせてもらおうと思っている。その内容については、また教育委員会で</p>

前川教育長	<p>報告し、協議させていただきたい。</p> <p>できれば、当該の支部のほうに行かせていただき、お詫びとご説明、改善策を伝えさせていただき、また運動団体の代表の方にも、できれば今日お伝えをさせていただければと思っている。</p> <p>それでは、第13回臨時教育委員会をこれで終了する。</p>
-------	---